

知命堂病院指定居宅介護支援センター 運 営 規 程

(事業所の目的)

第1条 要介護状態の利用者に対し、利用者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

(2) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

(3) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(4) 事業所を他の事業から独立して位置付け、人事・会計・物品等の管理を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称 知命堂病院指定居宅介護支援センター

所在地 上越市西城町3丁目6番31号

(職員の職種、員数及び兼務の内容)

第4条 事業所に所属する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

管理者 1名(常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から金曜日 ただし祝祭日、(削除) 4月1日(創立記念日) 年末年始 (変更) (12月30日～1月3日) お盆(8月15日～16日)を除く。

営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。

電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容)

第 6 条 提供する居宅介護支援の内容は、居宅サービス計画を作成することとし、指定居宅介護支援の提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成後、利用者及び利用者の家族と継続的に連絡をとり、利用者の実情や居宅サービス計画の実施状況等の把握を行うものとする。
- (2) 利用者の解決すべき課題に変化が認められた場合等、必要に応じ居宅サービス計画を変更し指定居宅サービス事業者等と連絡調整を行い、サービス提供するものとする。
- (3) 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行うものとする。
- (4) 利用者やその家族に対して居宅サービス計画に位置付ける居宅介護サービス事業所について複数の事業所の紹介を求める事が可能であることや、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由について求めることが可能であることを説明する。
- (5) 利用者の解決する課題によっては、医療機関や地域包括支援センター等、関係する機関と連携し居宅介護サービス計画を作成するものとする
- (6) 利用者に対し居宅介護支援の提供開始に際し、前 6 ヶ月間に作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護・通所介護・福祉用具貸与・地域密着型通所介護（訪問介護等）が、それぞれ位置付けられた居宅介護サービス計画が占める割合および、前 6 ヶ月間に当該居宅介護支援事業者において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数において同一のサービス事業者によって提供されたものが占める割合について説明し同意を得るように努める。

(居宅介護支援の提供方法)

第 7 条 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成は、事業所に所属する介護支援専門員が行う。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法を理解しやすいように説明を行う。
- (3) 利用者又は家族の相談を受ける場所はその居宅か事業所の相談室等で行う。
- (4) 使用する課題分析方式は MDS 方式等とし、解決すべき課題に対応するための居宅サービス計画の原案を作成する。
- (5) 居宅サービス計画の原案は、サービス担当者会議を開催して担当者から専門的見地からの意見を求めることとする。サービス担当者会議は利用者の居宅及び事業所の相談室・関係機関等で行う。
- (6) 前項により作成された居宅サービス計画について、利用者及び家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。また、作成した居宅サービス計画は利用者及び担当者に交付する。
- (7) モニタリングに当たっては、少なくとも 1 月に 1 回利用者の居宅を訪問し、利用者 に面接を行い、その結果を記録する。
- (8) 居宅サービス計画を変更した場合、利用者が要介護更新認定又は要介護状態の変更の認定を受けた場合は、サービス担当者会議を開催する。

(利用料その他の費用の額)

第 8 条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示の額とする。

(2) 第 9 条で定める通常の事業の実施地域外で居宅介護支援を行うに要した交通費は、その実費を利用者より徴収する。なお自動車を用いて移動した場合、通常の実施地域を越えてから概ね片道 1 km ごとに 20 円を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、上越市とする。

(事故発生時の対応)

第 10 条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(2) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故は発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

第 11 条 自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等において、利用者及びその家族からの苦情があった場合は、迅速かつ適正に対応するものとする。

(2) 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録しなければならない。

(3) 事業者は、介護保険法の規程により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

(4) 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

(5) 事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第 12 条 事業所は介護支援専門員の資質向上を図るため研修の機会を設ける。

①採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

②継続研修 年 2 回以上

(2) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の情報に関しては事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(4) サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意

を利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(5) 事業所は職場において行われる各種ハラスメント行為の防止や予防を目的に委員会を設置する。また定期的に研修（採用時及び継続して年1回以上）を実施する。なお専用の相談窓口を常設し環境整備に努める。

(6) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人知命堂病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(記録の保存)

第13条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する各号に掲げる記録を整備しその完結の日から5年間保存しなければならない。

- ①居宅サービス計画
- ②アセスメントの結果記録
- ③サービス担当者会議等の記録
- ④モニタリングの結果記録
- ⑤利用者に関する市町村への報告等の記録

(2) 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

(虐待への対応)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発防止の為に指針を整備する。また医療法人知命堂病院の訪問部門合同で対策や研修を検討する委員会を組織する。事業所からも委員会に担当者を選出

し定期的に開催する。また定期的に研修（採用時及び継続して年1回以上）を開催する。

(2) 事業所における虐待対応は上越市の定める高齢者虐待防止マニュアルに沿って行うものとする。

(感染症への対策)

第15条 事業所は、事業所において感染症の発生又はまん延を予防するために対策を検討する委員会を設置する。また定期的に研修（採用時及び継続して年1回以上）を開催する。

(2) 事業所における感染症対策は医療法人知命堂病院が定める感染対策マニュアルの指針に沿って行うものとする。

(事業の継続)

第16条 事業継続計画（BCP）を策定し、感染症や災害が発生した場合でも利用者が継続して居宅介護支援を受けられるよう業務継続計画を策定する。また、その計画に従い研修（採用時及び継続して年1回以上）訓練（年1回以上）を実施するものとする。

(身体拘束の適正化)

第17条 事業所は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き身体拘束は行わないものとする。

(2) 事業所は居宅介護支援においてやむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

附 則

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

令和2年12月1日に改定する。

令和3年4月1日に改定する。

令和6年4月1日に改定する。

令和6年6月26日に一部改訂する。